

令和四年二月七日付け広島県報（定期）第十号に登載の広島県告示第六十四号（港湾法の規定による放置等を禁止する区域及び物件の指定）の一部を次のように訂正する。

土木建築局港湾振興課長

一	ページ		
三	行		
忠海港		正	
竹原港			誤